

○熊本県心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程

(昭和 46 年 9 月 2 日告示第 761 号)

改正 昭和 59 年 12 月 27 日告示第 1104 号 平成 20 年 11 月 14 日告示第 990 号

熊本県心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程を次のように定める。

熊本県心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、熊本県心身障害者扶養共済制度条例(昭和 54 年熊本県条例第 41 号)に基づく心身障害者扶養共済制度の加入者が死亡し、又は重度障害の状態となった場合において、一定の事由により年金給付金が支給されないときに、心身障害者に特別弔慰金を支給することを目的とする。

(特別弔慰金の支給の要件)

第 2 条 特別弔慰金は、心身障害者の生存中にその者を扶養していた加入者が死亡し、又は重度障害の状態となった場合において、次の各号のいずれかに該当するときに支給するものとする。ただし、独立行政法人福祉医療機構から同一の事由に基づく特別弔慰金の支給を受けられなかったときは、この限りでない。

(1) 加入者が告知義務に違反したため年金給付金が支給されない場合であって、当該告知義務違反が当該加入者の悪意によるものでないと認められるとき。

(2) 加入者が自殺したため年金給付金が支給されない場合であって、当該自殺が年金給付金の支給を受けることを目的として行われたものでないと認められるとき。

(特別弔慰金の被支給者)

第 3 条 特別弔慰金の支給は、死亡し、又は重度障害の状態となった加入者が扶養していた心身障害者(年金管理者が定められているときは年金管理者)に対して行なうものとする。

(特別弔慰金の支給額)

第 4 条 特別弔慰金の額は、加入者にかかる納付保険料の額に相当する額の範囲内の額で、独立行政法人福祉医療機構から支払われた特別弔慰金給付金の額に相当する額とする。

(特別弔慰金支給決定通知書の送付)

第 5 条 特別弔慰金の支給を決定したときは、別記様式による特別弔慰金支給決定通知書を、心身障害者(年金管理者が定められているときは年金管理者)に交付するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 46 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前に年金給付金の不支給決定を行なったものについては、この規程を適用する。

附 則(昭和 59 年 12 月 27 日告示第 1104 号)

この規程は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 14 日告示第 990 号)

この規程は、平成 20 年 11 月 14 日から施行する。

別記様式

[別紙参照]

4別記第26号様式(第11条関係)

加入番号	
年金証書 番号	

死 亡 等 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

住 所

氏 名

年 月 日に下記の~~加入者~~心身障害者が死亡したので、
年金管理者が~~年金受給権者~~重度障害の状態となったので、

第19条第1項
熊本県心身障害者扶養共済制度条例 第19条第2項の規定により、届け出ます。
第19条第3項

記

住 所

氏 名

注 様式中の不要の文字は、抹消してください。

別記第21号様式(第9条関係)

弔慰金支給請求書

加入番号		口数追加の有無	有 ・ 無		
加入年月日	年 月 日	口数追加年月日	年 月 日		
加入者	氏名	性別	男 女	生年月日	年 月 日
	住所				心身障害者との続柄
心身障害者	氏名	性別	男 女	死亡年月日	年 月 日
	死亡の原因となつた傷病名				
<p>上記のとおり弔慰金の支給を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>熊本県知事 様</p>					
添付書類	<p>1 加入者の住民票の写し(加入者の氏名が住民票に記載された氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)</p> <p>2 心身障害者の消除された住民票の写し(心身障害者の氏名が住民票に記載された氏名と異なる場合は、除籍の抄本)</p>				

注 様式中の不要の文字は、抹消してください。

加入番号	
------	--

心身障害者扶養共済制度銀行口座届出書

年 月 日

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課長 様

住 所

加入者名

心身障害者扶養共済制度 死亡弔慰金 脱退一時金 の受領については、下記口座へ振込を依頼します。

記

金融機関	()	銀行 信用金庫 信用組合 農協	(本店)	支店 出張所 支所
口座番号	普通 当座 ()	口座名義人	ふりがな	

※加入者の方が口座名義人となっている口座を御記入ください。

※金融機関の欄は () 内に名称を記入し、銀行、支店等該当するものを
○で囲んでください。

※口座番号の欄の「普通・当座」は、該当する方を○で囲んでください。